

太田啓子



安發明子

2023年刑法改正でようやく性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げになった日本。とはいっても未成年への信じがたい性虐待、性暴力事件が毎日のようにニュースになっています。なぜ日本社会はもっと守るべき子どもを守らないのか。現状を確認して今後を考えるために、子どもの性被害にたいして発信を続ける弁護士の太田啓子さんと、フランスの子ども家庭福祉の研究に取り組む安發明子さんにお話をいただきました。

(聞き手・小川たまか・編集部)

子どもを守れていない、日本の社会を変えるために



安發明子（あわ・あきこ）
研究者。仏国立社会科学院高等
社会学修士。フランスの子
ど家庭福祉分野の調査を
しながら日本に発信を続け
ている。著書に『一人ひとり
に届ける福祉が支える・
フランスの子どもの育ちと
家族』（かもがわ出版）、訳
書に『ターラの夢見た家族
生活・親子をまるごと支え
るフランスの住宅教育支
援』（サウザンブックス社）。

太田啓子（おおた・けいこ）
弁護士。2002年弁護士
登録、離婚・相続等の家事
事件、セクシユアルハラス
メント・性被害等の民事事
件を主に手がける。明日の
自由を守る若手弁護士の会
（あすわか）メンバーとして
「憲法カフェ」を各地で
開催。著書に『これから
男の子たちへ・男らしさ
から自由になるための
レッスン』（大月書店）。

——これまでの性被害事件が起きている前より問題視されるようになり、報道も増えてきています。ただ、社会がそれに慣れてしまっているというか、諦めているというか。問題を解決するところまでいかないのがもどかしいです。太田さんが気になっているニュースはありますか？

太田・挙げればきりがないですが、まず四谷大塚の塾講師が教え子の女兒を盗撮した事件。^{*}二つ目は練馬区の中学校で教師が男子生徒にわいせつ行為をしたとして逮捕され釈放直後に自死した事件。^{*}三つ目が武藏野市の小学校で高等学校の男子生徒が女子生徒の着替えを盗撮した事件です。

——四谷大塚の事件は講師がSNSで画像を共有していたらしいですね。

太田・はい、犯人がそのグループの中で、自分の行為を自慢するような雰囲気すらあったようです。複数人の加害は加速度的にエスカレートしてしまいますよね。今はSNSからそういう場にカジユアルにアクセスできてしまう。それが放置されていることに問題を感じます。

——練馬区の中学校では報道直後から「ただの遊び、コミュニケーションだったんじゃない」といった二次加害がひどかったです。

その後、加害者が死亡したことによって被害者への誹謗中傷や脅迫に発展しましたが、学校はほとんど対応してくれなかつたそうです。

太田・加害者である教師のいわゆる裏アカウントが発見されるなど物議を醸し、男子生徒はどんなに苦痛だったかと思います。いろんな意味でしんどい事件でした。加害者が自死しては被害者への責任を果たすことにもならず、更に被害者を苦しめます。日本では加害者が加害を直視しないための言い訳はいっぱいあるけど、加害責任を真摯に履行しながら生きていくための適切なロールモデルも乏しく、どうすればいいかわからなくなるのでしょうか。

——三つの武藏野市の小学校の事件は、被害者も被害者も子どもです。

太田・被害児童へのケアが大切なのはもちろんですが、加害児童に対して今後どんな教育がなされるのかが気になります。報道されていないだけで、生徒が加害者になるケースはたくさんあります。熊本県立高校の修学旅行で男子生徒が女子生徒を盗撮した事件、奈良県生駒市の中学校でも同様の事件がありました。

加害者になってしまった生徒に対し学校はどんな教育をしているのか、おそらくほとんどできていないんですけど、それに関心があるんです。太田さんの話で思い出したのが2020年愛知県の認定こども園で起きた園児から園児へ

の性暴力。^{*}親が園だけじゃなく警察や児童相談所にも相談したけれど全く動いてくれなかつたそうです。児相ははつきりと「園のなかで起きた園児どうしの性被害には介入できない」と言つてはいるんですね。

安發・日本は子どもの権利条約には批准しているけれども、じゃあ誰がその権利を守るのかという視点が欠けています。こういった場合、フランスでは警察未成年保護班が子どもの保護と非行を専門とする子ども専門裁判所の検事の指示のもと動きます。

太田・未成年保護班？

安發・専門の訓練を受けた警察のチームで、ネット上の未成年に関する犯罪もチェックしています。ほかに子ども専門裁判官^{*}もいますし、国が子どもの権利を保障する体制になっています。

太田・日本にも子ども専門裁判官が必要だと思います。ほかに子ども専門裁判官もいますし、国が子どもの権利を保障する体制になっています。

——太田さんの話で思い出したのが2020年愛知県の認定こども園で起きた園児から園児へ

太田・それ、日本でもやってほしいですよ！すごくA→向きの仕事じゃないですか。

安發・だから誰も被害届を出さなくとも、被害を受けている子どもがいるかもしれないという時点で未成年保護班が動き、かつ子ども専門裁判所の検事が捜査の指示を出す。その上で、加害者にはきちんと刑が課せられる。

太田・加害者が子どもの場合も？

安發・専門の訓練を受けた警察のチームで、ネット上の未成年に関する犯罪もチェックしています。ほかに子ども専門裁判官^{*}もいますし、国が子どもの権利を保障する体制になっています。

——太田さん、次元が違いますね。前述した生駒市の盗撮事件について市の教育委員会が公式見解を述べていますが、「道徳教育や友情をはぐくむ教育の充実を図つてまいります」というもので、性犯罪だという観点がどこにもない。道徳や友情をはぐくむことが再発防止につながることは思えないんですが。

安發・性的な尊厳といった視点はなさそうですね……。

太田・ないですよね。盗撮がいかに被害者の尊厳を傷つける行為なのかにも触れられていません。性的なことにバグつちゃってるのかなと思

うほど。教える側も性的尊厳やセクシュアリティの重要性を理解していないのではないのでしょうか。

日本の性教育の欠如、そしてフランスの場合

安發・フランスでは保健センターの下部組織であり各区にある性的健康センターのパートナー間アドバイザーという資格を得た人たちが中心になって性教育をします。その人と話したら、昔は「初めてセックスをしたいと思ってるんだけど」と知識のない状態で相談に来てくれたのが、今は間違った情報が詰め込まれた状態で苦しいで相談に来ると、間違った情報を取り出していくのが、かえって大変なんだと言いました。だからこそ情報にアクセスするより前の13歳で性教育をしっかりするんです。

太田・昨年の刑法改正で不同意性交罪が施行されました。そもそも「不同意性交」を処罰するのは、性的自由を守るためにです。同意を取ることはそれ自体が目的じゃなく個人の性的な尊厳を尊重するという目的のための手段のはずなんですね。でもその性的自由、性的尊厳とはどういうことでなぜ大事なのかを本来であれば教えないといけないのに、そこが曖昧なまま「同意が大事」とだけ言ってしまう。とにかく教育現場でセクシュアリティの本質を語ること

ができない。

安發・私の娘がフランスの幼稚園で叩き込まれていたのが「自分は大事、相手も自分と同じくらい大事」という考え方。自分と同じように相手にも平等に尊厳があり、責任もあるという考えが土台になっているんです。

太田・道徳や友情とは違うものですね。日本には人権を思いやりやマナーに結びつけて語る風潮もありますが。

安發・どうも道徳が人権の足を引っ張っているんじゃないかと思うんですね。道徳は社会全

体の利益を守る価値観だけど、人権はその人その人を守るもの。さっきの兄から妹への性加害といったケースでも、日本では妹だけ保護され

て兄と家族がそれまで通り暮らしていることがある。あくまで子どもは家族に属するものであつて、個人として扱っていないですよね。フランスでは被害者であつても加害者であつても個人として捉えるので、たとえば家族がケアや支援は必要ないと言つても、裁判官が必要性を鑑みて決定します。それを家族が受け入れない場合には親権が一部制限されることもある。

太田・親が加害を隠蔽することはよくあるみたいです。家中に被害者と加害者がいる状況は大変だと思いますが。

安發・フランスでは保護者も子どもを守れなかつた責任を問われるんです。だからさつきの例

でいうと兄は加害者なので家を出て暮らすことになり、保護者も講習を受けます。保護者と被害者である妹のその後の暮らしには最低一年ソーシャルワーカーが家庭に通う形で関係性の再構築や安全の確認をします。

太田・再犯防止プログラムのようなものでしょうか。どこがやるんですか?

安發・裁判所と連携している機関で、未成年の性に関する専門機関が各県にあります。それとは別に性的健康センター（Centres de Santé Sexuelle）のパートナー間アドバイザーが、事件を起こした子どもたちに、学校で人権や性差別の発表をさせるケースもあります。

太田・自分のいた学校で、ですか？

安發・はい。あまりデリケートな場合はクラス全員に発表せたり、4人ぐらいのグループで話すような機会をつくったり、保護者を対象に話をする機会を設けたり。性加害に限らずじめなんかでも、加害生徒が退学・転校処分になることもあります。

太田・すごいですね。日本では加害した生徒を転校させるのも難しい。学校や教育委員会は加害した子どもも教育指導の対象だという建前で、その行為が性暴力であつても、それ特有の教育的働きかけをするとはなかなかないと思います。たまたま熱心で理解のある教師や教育委員会だったらあるかもしれないけど、鑑別所や少

太田・すごいですね。日本では加害した生徒を転校させるのも難しい。学校や教育委員会は加害した子どもも教育指導の対象だという建前で、その行為が性暴力であつても、それ特有の教育的働きかけをするとはなかなかないと思います。たまたま熱心で理解のある教師や教育委員会だったらあるかもしれないけど、鑑別所や少

年院に行くに至らない性的加害行為をした子どもがどんな指導を受けているのか、まったく聞こえてこないです。場合によっては背景にその子自身の被害がある可能性もあるかもしれませんし、とても専門性が高い働きかけが必要なはずですが。

安發・もうひとつ気になった事件があつて、昨年末に報じられた熊本市の養護施設で職員が起きた性虐待^{*}。加害者の職員は理事長の息子だったそうです。当時中学生だった被害者は約1年半で計10回も児相と警察に相談したのにもかかわらず、施設に戻されてしまつた。被害を受けた子からしたら、大人たちは何もしてくれないのと同じですよ。子どもの権利条約の3条に日本語で「最善の利益」と訳されている項目があるのですが、フランス語では「子どもにとっての関心」です。判断の際に常に子どもが発するニーズを最優先にするということです。

Interestを利益と訳すことで、日本では大人の恣意性が入り子どもにとっての関心が優先されない現状があります。

太田・絶望しかないよね。児相や警察と養護施設、あるいは学校や教育委員会といった組織同士の連携がはかれないのでなぜなんだろう。

安發・利用者のための組織であるはずなのに、利用者のニーズではなく雇用主である組織にとっての利益が優先されるんですよね。教員が生

徒の虐待に気づいても、保護者から訴えられたら困るからと、校長が児相に連絡するのをやめさせる例もあります。フランスの場合は一人ひとりが市民としての責任があるという位置付けなので、気づいた人はどんな立場でも個人として通報しなきゃいけない。でも日本では校長の判断や許可が必要になつてくる。

太田・その結果、誰も責任をとらず被害者が我慢するしかなくなつてしまつた。

誰が、どうやって子どもを守るのか

太田・仕組みを変えるためには、意思決定する立場にフェミニストが必要ですよね。

安發・フランスでは2000年にパリテ法が制定されて、選挙の候補者を男女同数にすることが政党に義務付けられています。私も、日本みたいに女性の衆議院議員が1割のまま改革していくのはすごく難しいと思っていて。

のプールで予定された未成年を含める女性モデルの水着撮影会が問題視されました。実は、そ

こに出ていた中学2年生の女の子が小学校3年の女の子と一緒に、別の場所でプール撮影会をやると告知されていたので、児童相談所に通報したんです。こういうのは女の子本人自らやりたがっていると見えるし、親が絡んでいたりするけど、未成年の子が水着姿になつてお金と引き換えに成人男性に撮影されるなんて、私は一種の性的虐待だと思うから。でも、こちらがわかる限りで情報を伝えても児相はそれ以上調べてくれませんでした。犯罪だったら警察案件でしようが、現行法では犯罪には該当しない。

子どもに対する性的な搾取に対して、児相がこういうことでは、一体他にどこが責任をもつて対応するのか。

安發・図(右下)は日本とフランスの「子どもSOS」の対象を比較したものです。日本で「子どもSOS」を検索すると、児童虐待は「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」に関する「出来事」が対象になつてることがわかります。つまり証拠が必要かつ確認が難しい事案です。一方でフランスでは児童保護の基準を虐待ではなく「心配」に置き換え、「予防」を中心に据えています。「心配」が基準になつているから、危険やリスクにさらされるいる時点で保護対象になる。「心配な情報伝達が

まして未成年や未成年を彷彿とさせるものであれば、それはもう子どもに性欲を抱くペドファイ尔文化を後押しするもので、完全にアウトです。

太田・日本は未成年の性的なコンテンツの規制が本当に緩い。

安發・フランスでは地下鉄に「ペドファイルは治療の対象です」という大きな広告があつたり、社会全体で未成年への性犯罪、搾取を許さない空気づくりを意識的継続的にしています。

太田・水着撮影会には明らかに性的な目的があるのに、水着姿の子どもを性的な目的で撮影することをそれだけでは法律で規制できません。

埼玉県立公園での水着撮影会の件は公園管理団体が抗議を受けて、新しい開催許可条件で18歳未満のモデル出演や撮影者としての参加を禁止しましたが、今までよくそれを放置してきたなと。社会通念的に危機感が薄いのも問題ですよね。子どもの性的擷取に純感な風潮があるから、被害者本人も性被害だと気づくまで時間がかかるてしまう。

安發・子どもが自分がされた行為やした行為の意味を理解するまで待つわけにいかないからこそ、大人一人ひとりに責任があると考えなきやいけないのに。どういう社会を作りたいのか、大人が発言して動かないで、子どもを守る方とよりお金を落とす人がしたいことをする方が

優先されてしまう。超資本主義だなと。
太田・日本で性搾取だと指摘すると、すぐ「直接触れていないから被害じゃない」とか、「本人がやりたいと言つてから搾取じゃない」と言つてくる人がでてきます。

安發・撮った人、その写真を取りする人は美しさを鑑賞することが目的ですか? 自慰行為に使つていると大人は知つても子どもが気づくのは先のことです。フランスでは「性的健康を害する」という言い方をしますが、WHOで定められても日本ではまだ大事にされていない。自分の性的な部分が評価されていると自己認識すると、自分に価値があるのはそこだけだと思いつ込んでしまって成長に悪影響です。そのようなバランスのとれていない自尊心でいると、先々それを根拠に搾取されたりすることもあります。加えて、社会がそういう文化を許容することで、モデルとなる未成年だけでなく、それを目にする可能性のある未成年全員が被害者と考えます。ジェンダー意識や性的健康に悪影響だからです。

太田・確かにそういう言葉が多分ぴたりくると思うんです。自分の性的な健康やセクシーシュアリティの成長の妨げになつているわけですから。足りてないのはその概念ですね。それを広めていきましょう。

太田・「年齢にそぐわない性的な言動」にフォーカスできるのはいいですね。子どもを犯罪被害の手前で守りたいですから。安發・こういった枠組みにすれば子どもの権利を確実に守るために対象にできるケースも、日々の子ども対象になるはずです。

太田・「年齢にそぐわない性的な言動」にフォーカスできるのはいいですね。子どもを犯罪被害の手前で守りたいですから。安發・こういった枠組みにすれば子どもの権利を確実に守るために対象にできるケースも、日々の子ども対象になるはずです。

图表 日本とフランスにおける子どもSOS 対応基準

日本 根拠法：児童虐待の防止等に関する法律

■児童虐待の定義：以下のように4種類に分類される

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揉さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ボルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドミティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど

厚労省ホームページより 安發作成

フランス

根拠法：市民法 375 条「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」

すべての人が心配な状況を見聞きしたら連絡する義務がある。連絡しない場合、罰則規定がある

■以下の条項が複合的に存在する場合は特に、「心配な情報伝達が必要な状況」である（パリ市）

- 身体的痕跡（打ち身、やけど、骨折、リストカット跡）●健康問題：何度も病気になる、疲れ、顔色の悪さ●学習困難（欠席が多い、やる気のなさ、学習の遅れ）●特定の状況を避けたりスポーツに参加しなかつたりする●身体的知的成長の中止●肥満、やせ●不完全な衛生状態●暴力もしくは攻撃性●言葉少ない、反応が少ない、内気●誰にでも愛情を求めるようとする●度重なる脱走、家出●理由のない不安感、自信のなさ●リスク行動（家出、中毒性のある物質の摂取）●食の問題（食欲不振、拒食、大食、嘔吐）●夜尿、おもらし●家庭での度重なる事故や怪我●年齢にそぐわない性的な言動

パリ市ホームページより 安發作成

*1 中学受験進学塾「四谷大塚」で元講師が教え子の女児計12人を盗撮するなどして性的な姿態等撮影や個人情報保護法違反などの罪に問われた事件。
*2 2025年5月東京都練馬区の区立中学校教諭が勤務先の男子トイレの個室で10代の男子生徒にわいせつ行為をした疑いで逮捕され、釈放直後に自殺した。24年2月被害を受けた生徒が説教中傷にあつたなどとして区に損害賠償を求める訴えを起こしている。
*3 23年東京都武蔵野市の公立小学校で、複数の男子児童が学習用タブレットで女子児童が着替えを盗撮する様子を盗撮、データを共有していた。
*4 2020年12月愛知県の認定こども園で複数の5歳男児が4歳女児のパンツの中に手を入れ、トイレスを覗き見するといった行為を繰り返したことについて園が取り合わなかったことを被害女児の両親が告発した。
*5 裁判官資格を得たうえで、2年間、少年院や児童保護施設での実習も含め児童保護と少年非行の専門の教育を受ける。パリ市の場合は各区に一人配備されている。
*6 熊本市の児童養護施設で児童指導員として働いていた理事長の息子が長期間にわたり複数の女児に性虐待を行なつていたことを被害当事者と元職員が告発。加害職員は現在も勤務中と23年12月週刊文春が報道。